

令和3年度指定障害福祉サービス事業者等指導監査状況一覧 [担当課 西部総合事務所県民福祉局共生社会推進課]

R4.6.14現在

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
実地指導	一般社団法人はまゆう	はまゆう	令和3年10月5日 (火)	就労継続支援B型	非常災害対策	非常災害対策計画の内容に、立地条件や避難場所、避難経路などの具体的事項が記載されていない。	×	来年度追加・修正予定。
					運営規程	運営規程に、次の項目が定められていない。 ① 利用者から受領する費用の種類及び金額のうち、食費の提供に係るもの（運営規程第10条） ② 虐待の防止のための措置に関する事項の具体的な措置（運営規程第16条）	○	運営規程を修正した。
実地指導	社会福祉法人しらゆり会	さざなみ	令和3年10月8日 (金)	生活介護	口頭指摘のみ			—
		光洋の里	令和3年10月8日 (金)	施設入所支援（生活介護）	口頭指摘のみ			—
				短期入所	口頭指摘のみ			—
実地指導	株式会社エヌ・キッチン	ひとの和	令和3年10月11日 (月)	自立訓練（生活訓練）・就労継続支援B型	勤務体制の確保等	各事業を兼務する職員の勤務実績が不明瞭であり、勤怠管理が適切ではない。	○	事業ごとに従業員の勤務体制を定め、勤務実績を管理するようにした。
					運営規程	運営規程及び重要事項説明書に記載の不備が見受けられる。	○	運営規程及び重要事項説明書の内容を修正した。
実地指導	特定非営利活動法人山陰福祉の会	さんふく楽団	令和3年10月13日 (水)	就労継続支援B型（単独型）	勤務体制の確保等	従たる事業所に勤務する職員がいない場合、替わりの職員の勤務実績が不明瞭であり、勤怠管理が適切ではない。	○	従たる事業所に常勤者を配置し、勤怠管理の改善を行った。
					運営規程（利用者から受領する費用の額）	食事の提供に要する費用について、運営規程と重要事項説明書と実際の取扱いと異なっている。	○	令和3年11月5日、運営規程、重要事項説明書を修正した。
		San-Fuku	令和3年10月13日 (水)	就労継続支援B型	運営規程（実施内容）	食事提供、送迎の実施に係る記載がない。	○	令和3年11月5日、運営規程に記載した。
					運営規程（利用者から受領する費用の額）	食事の提供に要する費用について、運営規程と重要事項説明書と実際の取扱いと異なっている。	○	令和3年11月5日、運営規程、重要事項説明書を修正した。
実地指導	ティーアンドディー有限公司	しゅーびー孫の手	令和3年10月14日 (木)	就労継続支援B型	個別支援計画の作成	個別支援計画の作成（見直し）に係る会議（計画原案の内容について利用者に対するサービスの提供にあたる担当者等に意見を求める会議）を実施した記録がない。	○	書式を変更し、会議実施後職員による署名を行うようにした。
					非常災害対策	非常災害対策計画の内容に、立地条件などの具体的事項が記載されていない。	○	令和3年11月に内容を修正した。
					運営規程	食事の提供に係る経費について、運営規程と重要事項説明書の記載内容が一致していない。	○	令和4年1月4日付で運営規程と重要事項説明書を変更した。

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
実地指導	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	皆生やまと園	令和3年10月19日(火)	施設入所支援(生活介護)	口頭指摘のみ			—
				短期入所	運営規程	運営規程に、短期入所利用者から受領する費用の額の記載がない。	○	令和4年1月1日付で短期入所利用者に係る食費単価を明記し、運営規程の変更届を提出した。
実地指導	特定非営利活動法人穂のしるべ	ことほぐ〜壽〜	令和3年10月21日(木)	共同生活援助、短期入所	勤務体制の確保等	従業員の月ごとの勤務表について、勤務計画が記載されていない従業員があった。また、各事業を兼務する職員の勤務実績が不明瞭であり、勤怠管理が適切ではない。	○	令和3年12月1日から、従業員の月ごとの勤務表について、勤務計画表と勤務実績表を作成し、日々の勤務体系を明確に管理できるようにした。
				共同生活援助	個別支援計画の作成	個別支援計画の作成(見直し)に係る会議(計画原案の内容について利用者に対するサービスの提供にあたる担当者等に意見を求める会議)を実施した記録がない。	○	令和3年12月1日から、個別支援計画作成の際の担当者確認欄を追加し、会議の都度記録が残るように手順を見直した。
		お菓子とパンのお店えびくる	令和3年10月21日(木)	就労継続支援B型	個別支援計画の作成	個別支援計画の作成(見直し)に係る会議(計画原案の内容について利用者に対するサービスの提供にあたる担当者等に意見を求める会議)を実施した記録がない。	○	令和3年12月1日から、個別支援計画作成の際の担当者確認欄を追加し、会議の都度記録が残るように手順を見直した。
					勤務体制の確保等	従業員の月ごとの勤務表について、勤務計画が記載されていない従業員があった。また、各事業を兼務する職員の勤務実績が不明瞭であり、勤怠管理が適切ではない。	○	令和3年12月1日から、従業員の月ごとの勤務表について、勤務計画表と勤務実績表を作成し、日々の勤務体系を明確に管理できるようにした。
実地指導	社会福祉法人祥和会	祥福園	令和3年10月25日(月)	施設入所支援(生活介護)、短期入所	事故発生時の対応	ケース記録に事故発生の記録はあるが、事故発生報告が提出されていない。	○	事故発生時にはケース記録だけではなく、事故報告書、ヒヤリハット報告書に記入するように徹底した。
					非常災害対策	避難口に椅子等の障害物が置いてある。	○	令和3年10月26日に避難口の椅子等の障害物を撤去した。
				施設入所支援(生活介護)	個別支援計画の作成	個別支援計画の作成(見直し)に係る会議(計画原案の内容について利用者に対するサービスの提供にあたる担当者等に意見を求める会議)を実施した記録がない。	○	個別支援計画の作成時の会議録を作成するように徹底した。
		わかとり作業所	令和3年10月25日(月)	就労継続支援B型	口頭指摘のみ			—
実地指導	特定非営利活動法人山陰福祉の会	さんふく	令和3年10月28日(木)	就労継続支援A型(単独型)	運営規程(利用者から受領する費用の額)	食事の提供に要する費用について、運営規程と重要事項説明書と実際の取扱いと異なっている。	○	令和3年11月5日、運営規程、重要事項説明書を修正した。
					給付費の算定及び取扱い(欠席時対応加算)	利用者から当日欠席の電話連絡があったもののうち、当該相談援助の内容を行った記録がないものについて加算を算定していた。	○	令和3年12月9日に過誤申請を行った。
実地指導	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	あまつホーム	令和3年10月29日(金)	共同生活援助、短期入所	設備	短期入所の居室にブザーが設置されていない。	○	令和3年11月9日にブザー設備を設置した。

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
実地指導	社会医療法人 仁厚会	ル・サンテリオンよどえ、ル・サンテリオンよどえ ユニット型	令和3年11月9日 (火)	短期入所	利用者負担金額等の受領	利用者負担金額のうち、食事に要する経費及びその他費用について、運営規程に記載されていない。(運営規程第7条)	○	運営規程及び重要事項説明書を改正し、令和4年1月1日に施行した。
					利用者負担金額等の受領 (食事の提供に要する経費)	重要事項説明書に、朝食・昼食・夕食ごとの金額及び食事のキャンセル料が記載されているが、食事提供体制加算対象者から受領する食材料費のみの経費が記載されていない。	○	運営規程及び重要事項説明書を改正し、令和4年1月1日に施行した。
					運営規程	運営規程に、次の項目の記載に不十分な点がある。 ① 従業員の職種、員数及び職務内容 (運営規程第4条) ② 短期入所の内容 (運営規程第6条)	○	運営規程及び重要事項説明書を改正し、令和4年1月1日に施行した。
実地指導	社会福祉法人 養和会	グループホーム つばさ	令和3年11月19日 (金)	自立生活援助	勤務体制の確保等	各事業を兼務する職員の勤務実績が不明瞭であり、勤怠管理が適切ではない。	○	令和4年1月より、事業毎の勤務予定表を作成した上勤務実績表に記入するようにした。
					運営規程	運営規程及び重要事項説明書に記載の不備が見受けられる。 ・従業員の員数	○	令和4年1月1日付で運営規程及び重要事項説明書の改正を行った
	ショートステイ つばさ上後藤	令和3年11月19日 (金)	短期入所	勤務体制の確保等	各事業を兼務する職員の勤務実績が不明瞭であり、勤怠管理が適切ではない。	○	令和4年1月より、事業毎の勤務予定表を作成した上勤務実績表に記入するようにした。	
				運営規程	運営規程及び重要事項説明書に記載の不備が見受けられる。 ・従業員の員数 ・利用者から受領する額のうち「別表利用者負担額」	○	令和4年1月1日付で運営規程及び重要事項説明書の改正を行った	
実地指導	特定非営利活動法人こどもスマイルプロジェクト	生活介護よろこび、	令和3年11月11日 (木)	生活介護	勤務体制の確保等	各事業並びに各職種を兼務する職員の勤務実績が不明瞭であり、勤怠管理が適切ではない。	○	令和3年12月1日からの勤務表に補助簿を作成し、職種を兼務する職員について、各事業・職種ごとに勤怠管理を行うようにした。
					利用者負担額等の受領	食事の提供に要する費用について、低所得者等に該当する利用者に対する金額が定められていない。	○	令和4年1月から業者弁当の注文代行を行い、弁当代は利用者実費負担とした。運営規程及び重要事項説明書も改正した。
					個別支援計画の作成	個別支援計画の作成 (見直し) において、適切な作成手順によって行われていない。	○	令和3年11月から12月にかけて、アセスメント等作成手順どおりに実施。今後、個別支援計画作成の手順を確認し、担当者会議の記録を残す。
		短期入所ふくろう	令和3年11月11日 (木)	短期入所	勤務体制の確保等	各事業並びに各職種を兼務する職員の勤務実績が不明瞭であり、勤怠管理が適切ではない。	○	令和3年12月1日からの勤務表に補助簿を作成し、職種を兼務する職員について、各事業・職種ごとに勤怠管理を行うようにした。
					利用者負担額等の受領	食事の提供に要する費用について、低所得者等に該当する利用者に対する金額が定められていない。	○	令和4年1月から、昼食及び夕食は業者弁当の注文代行を行い、弁当代は利用者実費負担とした。朝食に係る食事代は金額を運営規程及び重要事項説明書に明記した。

令和3年度指定障害福祉サービス事業者等指導監査状況一覧 [担当課 西部総合事務所県民福祉局共生社会推進課]

R4.6.14現在

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
実地指導	公益社団法人青年海外協力協会	J's ホーム南部	令和3年11月24日 (水)	共同生活援助	利用者負担額等の受領	食事の提供に要する費用について、重要事項説明書に記載されていない。また、利用者への請求書の記載内容に、積算内容が記載されていない。	○	重要事項説明書に金額を記載し、令和4年1月5日に全入居者分の同意をもらった。
					勤務体制の確保等	他の事業所又は他の職種を兼務する職員の勤務実績が不明瞭であり、勤怠管理が適切ではない。	○	令和3年12月1日から職種を兼務する職員の勤務計画及び勤務実績を管理する体制に変更した。
					苦情解決	苦情受付簿が作成されていない。	○	令和3年12月1日に苦情受付簿を作成、設置した。
					サービスの提供の記録	サービスを提供したことについて、利用者から確認を得ていない。	○	記録簿を作成し、入居者に確認印をもらうようにした。
				掲示	運営規程、重要事項及び従業員の勤務体制について、掲示がされていない。	○	令和3年12月1日に掲示した。	
実地指導	特定非営利活動法人希望の星	希望の星	令和3年11月25日 (木)	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護	運営規程	運営規程及び重要事項説明書の記載に、不備等が見受けられる。 ・従業員の職種、員数及び職務内容 ・通常の事業の実施地域 ・サービス内容 ・事故発生時の連絡先市町村 ・第三者委員 ・苦情解決の市町村窓口	○	令和4年2月1日付で運営規程及び重要事項説明書を修正した。
				短期入所、生活介護	利用者負担金額等の受領(食事の提供に要する経費)	重要事項説明書に、食事のキャンセル料が記載されているが、食事提供体制加算対象者から受領する金額が、食事代全額が記載されている。	○	利用者負担額等の変更のため、利用者及び利用者の家族に説明し、同意書をもらった。
実地指導	株式会社 ニチイ学館	ニチイケアセンターながえ	令和3年12月7日 (火)	居宅介護、重度訪問介護	口頭指摘のみ			-
実地指導	合同会社 ストレンジス	ヘルパーステーション ウィズ	令和3年12月10日 (金)	居宅介護	サービスの提供の記録	サービスを提供したことについて、利用者から確認を得ていない。	○	サービス提供、記録、終了時に、都度確認押印してもらうようにした。
					個別支援計画の作成	個別支援計画が作成されていない。	○	サービス等利用計画に基づき、居宅介護計画書を作成した。
					勤務体制の確保等	各事業所並びに各職種を兼務する職員の勤務実績が不明瞭であり、勤怠管理が適切ではない。	○	ヘルパー・デイ・施設それぞれの勤務時間を明確にし、適切に人員を配置。シフト表を修正した。
監査	合同会社 ストレンジス	ヘルパーステーション ウィズ	令和3年12月10日 (金)	居宅介護	従業員の配置	管理者及びサービス提供責任者が、ほぼすべての勤務日に他の業務に従事している実態が確認された。	○	令和3年12月10日付で、管理者を専従可能な職員に変更した。 人員配置の見直しを行い、サービス提供責任者が本来の業務に従事できるようにした。 他の業務を管理者及びサービス提供責任者が従事することのないよう、その他の職員のみで完全に割り当てを行い、令和3年12月16日の職員ミーティングで周知した。

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
実地指導	社会福祉法人真誠会	訪問介護弓浜真誠会	令和3年12月13日(月)	居宅介護・重度訪問介護(共生型)		口頭指摘のみ		—
実地指導	もえぎケアタクシー合同会社	もえぎケアセンター居宅介護事業所	令和3年12月16日(木)	居宅介護、重度訪問介護	個別支援計画の作成	個別支援計画について、サービス等利用計画の変更に対応した計画変更を行っていない。	○	今後利用計画の変更が生じたときは、都度変更に対応した計画書を作成する。
					勤務体制の確保等	管理者の勤務簿が整備されていない	○	管理者の勤務簿を作成し、実績管理を行っている。
					秘密保持等	業務上知り得た秘密について、従業員が秘密を保持するための必要な措置が講じられていない。	○	秘密保持契約書を作成し、各従業員に説明の上、署名・捺印してもらった。
					苦情解決	苦情解決のための必要な措置が十分に講じられていない。	○	苦情受付簿を作成し、苦情等に対応するための体制フローを作成し、各従業員に周知するのとあわせ、事務所内に掲示した。
実地指導	社会福祉法人萌生会	特別養護老人ホーム ことぶき	令和3年12月17日(金)	短期入所	利用者負担金額等の受領	運営規程及び重要事項説明書に、サービス利用時に滞在費を徴収するよう記載されている。	○	滞在費の徴収をやめ光熱水費の徴収を追加する見直しを行い、運営規程及び重要事項説明書を変更した。
					利用者負担金額等の受領(食事の提供に要する経費)	運営規程及び重要事項説明書に、朝食・昼食・夕食ごとの金額が記載されているが、食事提供体制加算対象者から受領する食材料費のみの経費が記載されていない。	○	朝食・昼食・夕食ごとの金額のうち、食材料費のみの経費を算出し、運営規程及び重要事項説明書を変更した。
実地指導	株式会社Smile あーさ	株式会社Smile あーさ 訪問介護事業所	令和3年12月22日(水)	居宅介護、重度訪問介護	内容及び手続の説明及び同意、運営規程	重要事項説明書及び利用契約書に記載されている内容について、居宅介護及び重度訪問介護事業のサービス内容と異なる。	○	重要事項説明書を修正。サービス内容、料金、個人情報使用に際しての内容等を入れて修正した。
					勤務体制の確保等	①職員の出勤時刻が不明瞭であり、勤怠管理が適切ではない。 ②管理者の勤務簿が整備されていない。	○	勤務時間を明確化し、管理者の出勤時間も記入。出勤簿書式を変更した。
					秘密保持等	他の指定障害福祉サービス事業者と利用者の個人情報共有の際の同意を得ていない。	○	重要事項説明書内に秘密保持事項を入れ、同意の署名をいただくよう書式の修正をした。
				居宅介護	契約支給量の報告等	利用契約をした時に、市町村への報告をしていない。	○	該当市町村に報告した。
					個別支援計画の作成	個別支援計画の作成(見直し)において、適切な作成手順によって行われていない。	○	個別支援計画の書式・内容を修正、変更した。